別表十一(十四)の表中

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十三）「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二（十三）「43の計」）

を

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十三）「９」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二（十三）「42の計」）

に改め、同表の記載要領第11号中「同表「49」」を「同表「48」」に改め、同第11号中「別表四「49」」を「別表四「48」」に改める。

別表十一(十八)を削り、別表十一(十九)を別表十一(十八)とする。

別表十三(八)の記載要領中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の10（技術研究組合の所得の計算の特例）」を削る。

別表十四(一)の表中

公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 （別表十四(二)付表「３」）

を

公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 （別表十四(二)付表一「３」）

に改める。

別表十四(一)付表の表中

みなし寄附金額	1	円	公益法人特別限度額 ((1)と(2)のうち少ない金額)	3	円
公益目的事業実施必要額 (10)－(17)	2				
公益目的事業実施必要額の計算					

を

みなし寄附金額	1	円	公益法人特別限度額 ((1)と(2)のうち少ない金額)
公益目的事業実施必要額 ((10)－(17))又は(別表十四(二)付表二「15」)	2		
令和７年旧規則の規定による公益目的事業実施必要額の計算			

3		円
要額の計算		

に改め、同表の記載要領第11号(一)中「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」を「旧公益認定法規則」に改め、同号を同第四号とし、同第11号(一)中「当該事業年度が」の次に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第87号）による改正前の」を加え、「第18条第１項」を「(次号(1)において「旧公益認定法規則」という。)第18条第１項」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「(4)」から「(42)」までの各欄は、令和７年４月１日以後に開始する事業年度において令第73条の２第１項の規定の適用を受ける場合には、記載しないこと。

別表十四(一)付表を別表十四(一)付表一とし、同表の次に次の一表を加える。